2021 年 2 月 24 日

博士論文審査結果報告

Report on Ph.D. / Doctoral Dissertation Defense

National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS)

Professor Jun Iio

審査委員会を代表し、以下のとおり審査結果を報告します。

On behalf of the Doctoral Thesis Review Committee, I would like to report the result of the Doctoral Dissertation Defense as follows.

<table>
<tr><td>学位申請者氏名
Ph.D. Candidate</td><td colspan="3">諏訪　達郎
Tatsuro SUWA</td></tr>
<tr><td>学籍番号
ID Number</td><td colspan="3">DOC18141</td></tr>
<tr><td>プログラム名
Program</td><td colspan="3">政策プロフェッショナルプログラム
Policy Professionals Program</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査委員会
Doctoral Thesis Review Committee</td><td>主査
Main referee</td><td>飯尾　潤
Jun IIO</td><td>主指導教員
Main Advisor</td></tr>
<tr><td>審査委員
Referee</td><td>増山 幹高
Mikitaka MASUYAMA</td><td>副指導教員
Sub Advisor</td></tr>
<tr><td>審査委員
Referee</td><td>木島　陽子
Yoko KIJIMA</td><td>博士課程委員会委員長代理
Acting Chairperson of the Doctoral Programs Committee</td></tr>
<tr><td>審査委員
Referee</td><td>城山　英明／
Hideaki SHIROYAMA
東京大学　教授
Tokyo University Professor</td><td>外部審査委員
External Referee</td></tr>
<tr><td>論文タイトル
Dissertation Title
(タイトル和訳)※
Title in Japanese</td><td colspan="3">日本における海洋空間の利用調整に関する研究</td></tr>
<tr><td>学位名
Degree Title</td><td colspan="3">博士（政策研究）Doctor of Policy Studies</td></tr>
<tr><td>論文提出日
Submission Date of the Draft Dissertation</td><td>2020 年 12 月 15 日</td><td>論文審査会開催日
Date of the Doctoral Thesis Review Committee</td><td>2021 年 1 月 12 日</td></tr>
<tr><td>論文発表会開催日
Date of the Defense</td><td>2021 年 1 月 12 日</td><td>論文最終版提出日
Submission Date of the Final Dissertation</td><td>2021 年 2 月 24 日</td></tr>
<tr><td>審査結果
Result</td><td colspan="3">合格
Pass　　不合格
Failure</td></tr>
</table>

※ タイトルが英文の場合、文部科学省に報告するため、和訳を付してください

Please add a Japanese title that will be reported to MEXT.

1. 論文要旨 Thesis overview and summary of the presentation.

本論文は、日本における海洋空間の利用・調整について、その総合的な調整のための法制度が未整備である点を取り上げ、諸外国との比較、陸域における法制度との比較を交えつつ、関連法制度の整備に関して歴史的経緯を詳細に検討することにより、消極的セクショナリズムの事例として、その原因を明らかにした論文である。

第１章では、先行研究として、行政法学の領域管理に関する研究、海洋利用の歴史的研究、海洋利用における慣習に関する研究、公物管理法と海の管理に関する研究、行政学における省庁間セクショナリズムの研究、決定権者が不明確な政策課題におけるガバナンスに関する研究の諸分野を検討し、それぞれ関連の問題について部分的な検討は行われているが、本論文の主題に関しては十分な検討がないため、海外比較や歴史的研究によって、日本において海洋空間を総合的に管理する仕組みが欠けている理由を探求することが本論文の目的であるとされる。

第２章では、現在の日本において、海洋空間の利用と管理に関して、どのような法制度が存在するのか、海洋基本法や海洋基本計画から、海洋空間の境界画定、海洋の財産管理、海上交通、漁業・水産資源開発、鉱物資源開発、海洋環境保全、個別海域管理、一般海洋の利用および管理といった分野に、それぞれ関係する法令が詳しく検討されている。そして海洋基本計画で、海洋利用計画の策定がうたわれているのに実現しておらず、関連の法令は所轄する省庁ごとの観点で運用されており、陸上のように地元自治体によるメタ管理権による調整もないこと、また空白域が生じるなど問題もあることが明らかにされた。

第３章では、海外事例として、特色ある取り組みをしているとされるアメリカ、イギリス、オーストラリア、中国に、EU を加えて、それぞれの海洋空間の利用・管理に関わる制度などを紹介し、関連する国際的な取り組みについても記述している。その結果、各国が制度整備に取り組んだ背景・事情はそれぞれ異なり、また整備の仕方

もさまざまであり、共通の定型があるわけではないことが分かったが、こうした諸国と比較しても日本の取り組みが少ないことが分かった。

第４章では、日本における関連法令の整備について、近世にまでさかのぼりつつ、主として明治以降の戦前、戦後復興期、高度成長期以降 1980 年代まで、1990 年代以降、そして 2007 年から現在までの時期に分けて、それぞれ、海運、海上交通安全、漁業、資源開発、環境保全の順に海洋利用に関する法令整備などを概観し、また港湾、漁港、海岸等の個別海域管理に係る法令の整備過程を包括的に検討している。

近世において関連法令は萌芽的な状況であったが、海岸埋め立てや漁業権については、その考え方が近代以降も引き継がれたことが述べられる。そして、戦前期においては、海運・航路管理・漁業など海洋利用が急速に拡大して関係法令整備が進んでいたこと、ただ、港湾の整備・管理については関係省庁が多数にわたり、それぞれ主導権を握って一元化を図ろうとし、戦時体制下の運輸通信省発足で一元化されたものの、法制化は戦後になったこと、そうした経緯から海洋利用あるいは管理においては、省庁の縦割りが厳しいまま戦後の体制に引き継がれたとされる。

そして、戦災被害からの復旧・復興に際して、占領軍主導で漁業や港湾に関する法制化が進められ、難航していた港湾法も省庁再編によって運輸省が所轄することで制定されたが、港湾管理者である地方公共団体間の争いにより、広域港湾の管理運営が実現せず、政府の方針が確立しないまま国の補助を得て各港湾管理者が港湾整備を進めていったという事情が説明される。また関係省庁間の調整が難航していた海岸法もが、ようやく制定にいたる状況が記述されている。これに対して、1960 年代以降は、領海法の制定や、難航しながら実現した海上交通安全法の制定などのほか、海洋についても公害防止のための法制度が進められたが、海洋利用に関する訴訟など法整備の不備が原因とみられる事例もあったとされる。また、海洋に関する管理主体、境界確定手続き、行為規制などについての法整備を、建設省や運輸省が個別に検討していた

ものの、他の関連省庁を含め省庁間合意を得るにはいたらず、包括的な海洋利用法制は整備されなかったとされる。

それに続く、1990 年代以降においては、国連海洋法条約の発効を受けて、排他的経済水域および大陸棚に関する法律が整備されたほか、環境保全などに関して一定の法整備が進んだものの、沿岸域総合管理に関する法制度整備が提唱されながら実現しなかった経緯が記述される。その後、2007 年には海洋基本法が制定され、それを受けて海洋基本計画が策定されことを受けて、国土交通省内部では、一般海域に係る公物管理法案を制定する動きがでたものの、結論をえられず、また沿岸域管理法案についても、必要性を示す事案がで得られないまま検討が止まった状況が記述されている。ただ、2018 年には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律（海洋再エネ法）が制定され、海洋利用に関する新たな考え方が示された。この法律は、一般的な意味をも持ち得るとされることがあるものの、海洋利用の総合的な管理方針を示す法律には発展しなかったとされる。

第 5 章は、結論として、海洋空間の利用調整に係る総合的制度が整備されてこなかった原因を検討している。まず、特定目的での海洋空間利用に関しては法制度が整備されているが、制度をこえた調整についての課題が残ることが指摘され、海洋空間利用の計画を立てる際にも多くの課題があることが示される。こうした必要性があるにもかかわらず法整備がなされない理由について、政策的な必要性（切迫性）と政策的な実益に基づく推進力が不足していたという原因が示される。ただ、そうした必要性や推進力が生まれた場合にも、省庁間、省庁を越えたレベル、外交交渉における調整が課題となることが指摘される。ただし、将来において、必要性や推進力が生まれる可能性もあり、その際には、海洋管理主体の明確化、管理がおよぶ範囲の確定、他の海洋空間利用との調整に係る規制、海洋空間利用の支障となる行為に対する規制の実効性確保が必要であることが、政策的含意として示されている。

2. 審査報告 Notes from the Doctoral Thesis Review Committee (including changes required to the thesis by the referees)

2021 年 1 月 12 日の論文発表会に引き続いて、飯尾潤・教授（主査)、増山幹高教授（副査)、木島陽子・教授（博士課程委員会委員長代理)、城山英明・東京大学教授（外部審査委員）の 4 名からなる審査委員会が開催された。そこで出された意見のうち、主なものとして共通理解に達したのは、おおむね次の通りであった。

（１）海外事例との簡単な比較や、概括的な紹介にとどまっていたこの分野について、詳細な歴史的検討を幅広い視点で行っていることには、学術的意味がある。

（２）日本の行政におけるセクショナリズムに関して、消極的セクショナリズムの具体的なあり方を示した面で、一定の意義がある。

（３）ただ、論文としては結論が平板で、学術的貢献もわかりにくいので、その点を明確に書き込むべきである。

（４）表現が曖昧でわかりにくいところ（第 2 章における日本の海域管理度の特徴、第 5 章における再エネ海域利用法の位置付け）があるので明確化すべきである。

（５）国際関係がこの問題に与えた影響についても、触れるべきではないか。

（６）論文の体裁として、方法論やヒアリングの根拠などの表記が十分でないので、整えるべきである。

審査委員の投票の結果、中央値が 4 であったため、上記の点について論文修正を求め、修正稿を審査員全員で改めて確認することとした。

3. 最終提出論文確認結果 Confirmation by the Main Referee that changes have been done to the satisfaction of the referees

審査委員会の指摘に基づいて本人が作成した修正稿について、審査員が改めて確認したうえで、再投票して中央値が 5 となったため、委員会として、この論文を合格とする結論に達した。

4. 最終審査結果 Final recommendation

審査委員会は、本論文が、日本における海洋空間の利用調整に関する法制度について、諸外国との比較を交えつつ歴史的な経緯を丁寧に追うことで、消極的セクショナリズムの結果として、その総合的な整備が遅れていることを明らかにした点で意義があり、本学の博士論文にふさわしい内容であると判断した。そこで、審査委員会として、諏訪達郎氏に、博士（政策研究）の学位が授与されるべきであると結論する。